

映画を活用した観光プロモーション業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

映画を活用した観光プロモーション業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年3月15日（金）まで

3 目的

令和5年11月に公開予定の映画「翔んで埼玉 ～琵琶湖より愛をこめて～」をきっかけとし、映画ファン層や情報感度が高く、行動力がある層をターゲットとして、埼玉県の観光の魅力を効果的にPRすることで、県内外の誘客を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 観光PR動画の制作

ア 動画の企画・概要

- ・ 映画のコンセプト等と関連させて埼玉県の観光地、グルメ、物産を紹介する動画を制作する。話題性のある内容とし、視聴者が埼玉県に行ってみたいと思わせるような工夫を講じるものとする。
- ・ プロポーザル時には動画の構成、イメージ画像等を用いた提案をするものとし、その内容を基に、県と協議を行い、内容を決定する。
- ・ モデル等の出演者や原作等を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に県と協議の上決定すること。
- ・ シネアド、大型ビジョン、埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」（以下、「ちょこたび埼玉」という。）への掲載など幅広い場面で放映することを考慮した企画とし、音声ありとなしのものをそれぞれ作成すること。

イ 仕様

データ形式：mp4やmov等

縦横比：16：9

画質：1920×1080以上

作成本数：15秒、30秒それぞれ1本以上

使用期限：受託者決定後、関係者等と協議の上決定する。

ウ 撮影

企画に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に

含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

エ 編集・校正

- ・ 撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- ・ ナレーションやテロップとして動画に挿入する観光施設等の名称や説明等について、各観光施設等の管理者に確認を行うこと。
- ・ 使用する映像、写真等は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。
- ・ BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ・ 編集した動画案制作後の校正は、1本につき2回以上とする。
- ・ 県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に対応すること。

オ 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。

(2) 制作した観光PR動画の放映

(1) で制作した動画を、効果的なプロモーションが可能な放映場所（インターネット上含む）を選定し、時期を定めて放映する。予算の範囲内において提案するものとし、受託者が決定した後に県との協議の上確定するものとする。

ア 放映期間の例

令和5年11月23日（木）から令和5年12月7日（木）

イ 放映エリア

埼玉県内、首都圏、関西圏

ウ 放映場所の例

映画館や街中の大型ビジョン、サイネージ、SNS広告等

エ 成果物

実施状況が分かる画像、定量的な効果等が分かるデータ、本業務で掲載した媒体一覧データを県に提出し、業務完了報告書とともに検査を受けること。

(3) 映画のロケ地マップの制作

ア マップの企画・概要

- ・ 映画ロケ地と周辺の観光地、グルメ、物産を紹介するマップを制作する。映画のコンセプト等と関連させて、目を引くビジュアルとし、手に取った人が埼玉県に行ってみたいと思わせるような工夫を講じるものとする。
- ・ 企画提案時には全体のデザイン、ビジュアル等で審査するものとするが、取り上げるスポットの詳細は受託者決定後に県から示すものとする。
- ・ マップデータは期間を定めて「ちょこたび埼玉」に掲載するものとする。紙での配布のほか、インターネット上で閲覧されることを踏まえて制作すること。

イ 仕様・規格

規格：A4版（展開：A3版）

印刷色数：フルカラー印刷（4色刷）

紙質：マットコート紙菊判76.5kg

部数：10,000部

ウ 撮影

企画に基づき、マップの制作に必要な画像等の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ・ 資料及び素材の収集
- ・ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ・ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- ・ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

エ 掲載必須事項

- ・ 当該映画のロケ地のうち観光目的として行きやすいスポット6か所程度（詳細は受託者決定後に県が示す）
- ・ 周辺の観光地、グルメ、物産の写真、説明
- ・ 「ちょこたび埼玉」の紹介、2次元コード
- ・ 埼玉県全域のマップ（ロケ地箇所が分かるようにすること）
- ・ 埼玉県へのアクセス情報

オ 編集・校正

- ・ 使用する写真は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真又は他者から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。
- ・ 掲載する映画の画像については、権利を所有する者と権利関係の処理を行った上で掲載すること。
- ・ 掲載する観光施設等の名称や説明等について、各施設等の管理者に確認を行うこと。

- ・ 編集したマップ案の校正は2回以上、色校正は1回程度とする。

カ 納品

完成後、マップとデータを遅延なく埼玉県産業労働部観光課（さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）へ納品する。その他配布場所については受託者、委託者と相談の上、効果的なプロモーションが可能な場所を選定し配布すること。

(4) 県内への誘客キャンペーンの実施

- ・ 映画のコンセプト等と関連させ、県内外からの誘客・観光関連消費・周遊を促す参加型のキャンペーンを実施すること。内容は受託者からの提案に基づき、県と協議の上実施するものとする。
- ・ キャンペーンの概要などが確認できるランディングページを制作し運営すること。
- ・ 参加者にとって分かりやすく参加しやすい工夫を講じるものとする。

(5) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）とする。

(6) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。

また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

5 成果物に関する権利の帰属

(1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とする。

(2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権等は、原則として全て県に帰属するものとする。

(4) 本業務の成果物等は、埼玉県の観光振興の資する用途に限り、期間を定めて使用できるものとするが、詳細は受託者決定後に関係者等と協議の上決定する。

6 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

連絡・問合せ先

埼玉県産業観光部観光課DMO支援・観光振興担当

電話：048-830-3955